

指令水第 317 号

島根県松江市御手船場町 575 番地  
漁業協同組合 J F しまね  
代表理事会長 岸 宏 様

貴組合の令和 3 年 6 月 15 日付け 3 漁しまね第 33 号による報告について、水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 122 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告を求めます。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、金融庁長官及び農林水産大臣に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（農林水産大臣に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する農林水産大臣の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となる。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

令和 3 年 6 月 21 日

島根県知事 丸 山 達 也

## 記

### 1 報告を求める事項

- 貴組合の令和 3 年 6 月 15 日付け 3 漁しまね第 33 号による報告の記（1）で令和 3 年 6 月 9 日に役員推薦会議を開催したとしている。令和 3 年 6 月 21 日に同推薦会議の議長である大野賢三氏から役員推薦会議を令和 3 年 6 月 19 日に開催する案内が推せん委員宛に届いた旨、当県に書面により情報提供がされたが、令和 3 年 6 月 19 日に役員推薦会議を開催したか否か。
- （1）に記載する大野賢三氏からの情報提供には、本人含め 4 名の推せん委員は、出席しないと役員推薦会議の開催前に J F しまねに通告したとの報告もあった。貴組合の規約第 35 条には、推せん委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、議事を開いて役員候補者を推せんすることができないとされているが、定足数を満たしていないにも関わらず、令和 3 年 6 月 19 日に役員推薦会議を開催したのであれば、当然、当該会議は不成立であると解するが貴組合の見解。
- 当県は、令和 3 年 6 月 17 日付け指令水第 308 号の記 1（2）で示すとおり、令和 3 年 6 月 9 日に開催された役員推薦会議は、貴組合の定める役員選任規程及び規約に則り開催され、役員選任規程第 3 条第 6 項の公告を行う要件も満たしていると理解しているが、改めて会議を招集した理由。

2 報告の期限

令和3年6月23日（水）

3 報告の方法

書面（様式任意）